⑸　Time-limit for the submission of tenders by electronic bidding system : 12 : 00 P.M. (noon) 26 August 2013 (tenders brought along 12 : 00 P.M. (noon) 26 August 2013 or tenders submitted by mail 12 : 00 P.M. (noon) 26 August 2013)

⑹　Contact point for tender documentation : Tomonori Murakami the second subsection chief Contract Division, Kinki Regional Development Bureau Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism 1―5―44, Otemae Tyuou-Ward, Osaka-city, 540―8586, Japan TEL 06―6942―1141

○第２号

１　工事概要

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名　紀北西道路雄ノ山高架橋上下部工事（電子入札対象案件）

⑶　工事場所　和歌山県岩出市山地先

⑷　工事内容　工事延長　Ｌ＝132m　ＰＣ２径間連続ラーメン箱桁橋（Ｌ＝132m　最大支間長　Ｌ＝73m）１橋、鉄筋コンクリート橋台（Ｈ＝12.0m）１基、鉄筋コンクリート橋脚（Ｈ＝46.0m）１基、深礎杭５本（(φ2.0m　Ｌ＝9.5m、Ｌ＝7.5m　４本)、(φ9.5m　Ｌ＝9.5m　１本)）

⑸　工期　契約締結日の翌日から平成27年７月31日まで。

⑹　使用する主要な資機材　コンクリート　3,710㎥、鉄筋774ｔ、ＰＣ鋼材　64ｔ

⑺から⑿までは、第１号１⑺から⑿までに同じ。

２　競争参加資格　本工事は、橋梁下部工事（基礎工を含む。）（以下「橋梁下部工事」という。）と橋梁上部工事を、同一工事にて施工する工事である。

⑴　次に掲げる条件を満たしている単体有資格業者又は次に掲げる条件を満たしている者により構成される異工種建設工事共同企業体（以下「異工種ＪＶ」という。）であって、「競争参加者の資格に関する公示」（平成25年５月17日付け近畿地方整備局長）に示すところにより近畿地方整備局長から「紀北西道路雄ノ山高架橋上下部工事」に係る異工種ＪＶとしての競争参加資格（以下「異工種ＪＶとしての資格」という。）の認定を受けている者であること。

ⓐから⑇までは、第１号２⑴ⓐから⑇までに同じ。

ⓕ　単体有資格業者にあっては、平成10年度以降に元請として完成し、引渡しが完了した下記㋐から㋕までの要件をすべて満たす工事（発注機関は問わない。以下「単体有資格業者の同種工事」という。）の施工実績を有すること（共同企業体構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。

㋐　道路橋（ＴＬ－20以上で、Ａ活荷重のものを除く。）又は鉄道橋（モノレール及び新交通は除く。）の工事。

㋑　橋梁形式がラーメン又はアーチ形式のＰＣ（ＰＲＣを含む。）橋で、かつ、最大支間長が55m以上の工事。

㋒　架設工法が移動支保工、片持式架設（トラッククレーン架設を除く。）、押出架設、プレキャストセグメント工法（トラッククレーン架設を除く。）のいずれかによる工事。

㋓　鉄筋コンクリート構造の橋脚（又は橋台）で、躯体高さ（フーチング下端から橋脚（又は橋台）の天端（パラペット部を含む。）までの高さ）が30m以上の工事。

㋔　基礎形式が深礎杭で、杭径４m以上の工事。

㋕　上記㋐から㋒までは同一工事の施工実績を有し、㋓及び㋔は同一工事でなくてもよいが、すべての要件を満たす施工実績を有すること。

なお、経常ＪＶにあっては、構成員のうちの１社が平成10年度以降に元請として完成し、引渡しが完了した「単体有資格業者の同種工事」の施工実績を有するとともに、その他構成員はそれぞれ平成10年度以降に元請として完成し、引渡しが完了した下記１）又は２）の要件を満たす工事の施工実績（発注機関は問わない。以下「その他構成員の実績」という。）を有すること（共同企業体構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。

１）は、第１号２⑴ⓕ１）に同じ。

２）橋梁上部工事の実績を有する場合

Ⓐ　道路橋（ＴＬ－20以上で、Ａ活荷重のものを除く。）又は鉄道橋（モノレール及び新交通は除く。）の工事。

Ⓑ　橋梁形式がラーメン又はアーチ形式のＰＣ（ＰＲＣを含む。）橋の工事。

Ⓒ　上記Ⓐ及びⒷは同一工事の施工実績を有すること。

「単体有資格業者の同種工事」の施工実績及び「その他構成員の実績」が国土交通省が発注した工事のうち、入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、工事成績評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

ⓖ　異工種ＪＶにあっては、下記１）及び２）のとおりとする。

１）橋梁下部工事の施工を担当する構成員は、平成10年度以降に元請として完成し、引渡しが完了した下記㋐から㋒までの要件をすべて満たす工事（発注機関は問わない。以下「異工種ＪＶの橋梁下部工事の施工を担当する構成員の同種工事」という。）の施工実績を有すること（共同企業体構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。

㋐　鉄筋コンクリート構造の橋脚（又は橋台）で、躯体高さ（フーチング下端から橋脚（又は橋台）の天端（パラペット部を含む。）までの高さ）が30m以上の工事。

㋑　基礎形式が深礎杭で、杭径４m以上の工事。

㋒　上記㋐及び㋑は同一工事の施工実績でなくてもよいが、両方の要件を満たす施工実績を有すること。

２）橋梁上部工事の施工を担当する構成員は、平成10年度以降に元請として完成し、引渡しが完了した下記㋐から㋓までの要件をすべて満たす工事（発注機関は問わない。以下「異工種ＪＶの橋梁上部工事の施工を担当する構成員の同種工事」という。）の施工実績を有すること（共同企業体構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。

㋐　道路橋（ＴＬ－20以上で、Ａ活荷重のものを除く。）又は鉄道橋（モノレール及び新交通は除く。）の工事。

㋑　橋梁形式がラーメン又はアーチ形式のＰＣ（ＰＲＣを含む。）橋で、かつ、最大支間長が55m以上の工事。

㋒　架設工法が移動支保工、片持式架設（トラッククレーン架設を除く。）、押出架設、プレキャストセグメント工法（トラッククレーン架設を除く。）のいずれかによる工事。

㋓　上記㋐から㋒までは同一工事の施工実績を有すること。

「異工種ＪＶの橋梁下部工事の施工を担当する構成員の同種工事」及び「異工種ＪＶの橋梁上部工事の施工を担当する構成員の同種工事」の施工実績が、国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、工事成績評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

ⓗから⑿までは、第１号２⑴ⓗから⑿までに同じ。

⑵　次の基準を満たす監理技術者又は主任技術者（以下「配置予定技術者」という。）を当該工事の現地に専任で配置できること。

なお、専任期間は担当する橋梁下部工事又は橋梁上部工事のそれぞれの施工期間に現地に専任で配置できること。

ⓐは、第１号２⑵ⓐに同じ。

ⓑ　単体有資格業者及び経常ＪＶの配置予定技術者においては、平成10年度以降に元請として完成し、引渡しが完了した下記㋐から㋓までの要件をすべて満たす工事の経験を有する者であること（共同企業体構成員としての経験は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。

㋐、㋒、㋓は、第１号２⑵ⓑ㋐、㋒、㋓に同じ。

㋑　橋梁形式がラーメン又はアーチ形式のＰＣ（ＰＲＣを含む。）橋で、かつ、最大支間長が30m以上の工事。

ただし、下記１）及び２）の項目ごとに配置する場合は、平成10年度以降に元請として完成し、引渡しが完了したそれぞれに掲げる要件を満たす工事の経験を有する者であること（共同企業体構成員としての経験は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。